

パプアニューギニア・マヌス州におけるイデオスケーブの浸透と変容

女性の権利と反DVをめぐる

馬場淳(日本学術振興会特別研究員PD/東京外国語大学)

「配偶者・パートナーからの暴力」(Domestic Violence、以下DV)は、今や世界各国でそれぞれ独自の対策が講じられている問題である。パプアニューギニアにおいて、DVに対する関心が顕著になってきたのは1980年代のことである。実に、パプアニューギニアでは、DVと呼びうる暴力の現象が、「男らしさ」のイデオロギーや婚資の問題と絡み合っ、日常的にまかりとおってきた。それに対して、1980年代、司法改正審議会(Law Reform Commission)は率先してDVに関する調査研究を行い、多くの報告書を生み出し、なかには政策上の提言もなされた。またこうした動きを背景に、1990年代に入る頃には法曹界でも変化が生じ始め、女性への差別的処遇一般が人権のもとに挑戦されるようになった。このことは、村落裁判の判決を女性に対する人権侵害として違憲とする上級審の判例が多数出るようになったことに表れている。それまでは、村落裁判で女性に対する差別的処遇がなされながらも、それを正当化する「伝統」が差別的かどうかを争う上級審判決はなかったのである。そしてCEDAW(通称、女性差別撤廃条約)の批准、95年の第4回世界女性会議(北京)への参加などをとおして、女性の権利や反DVの思潮はより日常的になり、具体的な政策や行動に反映されていくことになった。たとえば、毎年、11月下旬には各州で反暴力のワークショップ(16 Days activism against violence against women)が行われているのも、こうした動きのなかで生じたものである。2000年代になると、オーストラリアの援助政策が「法と秩序」の領域を重点化したことを受けて、女性の権利や反DVに関する制度的な拡充が図られるようになった。パンフレットの配布をはじめとするプロパガンダやワークショップの啓蒙活動、警察の政策、裁判所職員に対する研修などを通じて、DV包囲網は確実に築かれつつあるといってもいいだろう。なお現在、パプアニューギニアにはDV防止法はないが、接近や各種の抑止事項を盛り込んだ禁止命令(Restraining Order)がDVへの法的対応策となっている。近年では、各国のDV防止法が規定するような、保護命令(Protection Order)に移行する動きがある。

アパデュライによれば、イデオスケーブとは、自由、権利、民主主義などといった西洋由来の啓蒙主義的な世界観がグローバルに流通・浸透している状況を意味する。イデオスケーブがパプアニューギニアにも確実に浸透してきていることは、上述したDVに対する国家的取り組みに如実に見て取れるだろう。

本発表では、このような国家的取り組みを踏まえて、発表者の調査地マヌス州におけるイデオスケーブの浸透と変容を検討する。具体的には、マヌス州において、女性の権利や反DVの啓蒙活動をすすめる唯一の公的機関であるピヒ・マヌス協会に注目し、グローバルな概念と地域社会をつなぐ言説に焦点を当てる。ピヒ・マヌス協会は、州政府コミュニティ開発局の「女性問題」を担当する母体であり、財政支援のもと、毎年11月下旬の反暴力のワークショップ(上述)をはじめとするさまざまな啓蒙活動を行っている。本発表では、ピヒ・マヌス協会そのものというよりも、こうしたピヒ・マヌス協会の活動に参加する人々の語りや態度を具体的に分析する。

実に、協会が主催するワークショップや啓蒙活動には、協会のスタッフだけではなく、州政府の(他部局の)高級官吏、警察関係者、首都ポートモレスビーに常駐する政府関係者、そしてマヌス州内の地区を代表する女性たちが参加する。基本的には、話者(政府関係者)が特定のテーマについてマヌス女性に対して語っていくかたちをとる。ただし人権や反DVに対する話者の解釈や言説は、統一的で中立的なものではなく、実に多様であり、ときに相互に矛盾をも孕むようなものである。また女性を家庭内に押し込めるような語り、国家の発展の主体としての女性像、権利を力と同義に扱う語り口など、女性の権利をめぐる世界的思潮とは相容れないような語りもみられる。これは、話者がそれぞれの知識や理解(解釈)にもとづいて語るためである。かくして本発表は、イデオスケーブが浸透するプロセスに現れる多様な語り口や解釈を示すことで、イデオスケーブが本来とは異なった概念として流通・浸透していることを例証する。このことは、マヌスの人々にとって女性の権利や反DVとはそもそもどのように捉えられているのかを考える重要な手がかりとなるだろう。

【DV、女性の権利、ピヒ・マヌス協会、パプアニューギニア】